

# 環境 だより



## 猫の 飼い方とマナー

### 猫の飼い主の方へ

- ▽猫には排便のしつけをおこない、室内で飼うようにしましょう。
- ▽猫を飼い始めたら最期まで飼うことが飼い主としての責任です。猫を捨ててはいけません。
- ▽去勢・避妊手術をしましょう。猫は年に2・3回出産し、すべし増えてしまいます。不幸な子猫をつくらないためにも去勢・避妊手術をしましょう。
- オス猫メス猫とも繁殖のストレスから解放され、穏やかに暮らすことができます。

### 飼い主のいないネコ

飼い主のいない猫への無責任なエサやりへの苦情が増えています。むやみにエサを与えているとその近所に住み着いて繁殖し、近隣の方々がウン尿等の迷惑を被ることになります。飼い主のいない猫に対する身勝手な無責任なエサやりはやめましょう。

また、猫も人間と同じように命ある生き物です。飼い主のいない猫に対して虐待をしては絶対にいけません。虐待をおこなった場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

問合せ先 環境対策室 ☎95-1613

# 務 だより



### 税に関する手続きのお知らせ

#### ▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局(春日井市)で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車  
廃車・譲渡したら

ナンバープレート・印かん・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら  
印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車  
以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車  
軽自動車検査協会愛知主管事務所  
小牧支所

二輪小型自動車・普通車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

軽二輪自動車(1268から2500cc)

愛知県軽自動車協会小牧分室

### 家屋調査にご協力を

令和2年1月2日以降に完成(新築・増築)した家屋については、令和3年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査をおこなっています。

これは、建物(居宅・車庫・物置等)の構造や使用されている資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査は、家の中に入らせていただき、建築確認や建築図面などをもとに各部屋の資材を確認させていただきます。ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課  
☎95-1113

